



TOKIO MARINE
NICHIDO

Total assist 超保険

改定のご案内

2020年1月1日
以降 更新用

東京海上日動では、超保険(新総合保険)について、以下のとおり改定を実施します。
本改定についてご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧いただけますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。
なお、以下の各項目は改定の概要を記載したものです。適用できる割引や特約等には所定の条件がある場合があります。
各項目の詳細および各項目以外の改定内容につきましては、ご契約の代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

契約全体について

■まとめて割引適用条件の改定 (2019年4月改定)

超保険(新総合保険)のまとめて割引について、適用条件を改定します。

	改定前	改定後
適用条件	超保険(新総合保険)の始期(更新)時点で、以下①~③の補償種類の中から、年間保険料5,000円以上の補償種類を2種類または3種類ご契約される場合*1 ①住まいに関する補償*2 ②自動車に関する補償 ③からだに関する補償(傷害定額、5疾病収入補償、所得補償*3)	超保険(新総合保険)の始期(更新)時点で、以下①~④の補償種類の中から、年間保険料5,000円以上の補償種類を2種類または3種類以上ご契約される場合*1 ①住まいに関する補償*2 ②自動車に関する補償 ③からだに関する補償(傷害定額) ④からだに関する補償(収入補償*4、介護補償*4、5疾病収入補償*5、所得補償*3)

- *1 超保険(新総合保険)の契約単位に適用します。超保険(新総合保険)の1契約で、同一の補償種類を複数ご契約される場合は、それらの年間保険料を合算してその補償種類の年間保険料とします。
- *2 保険期間を2年以上とする超保険(住まいの保険)を除きます。住まいに関する補償の年間保険料には、超保険(新総合保険)の住まいの補償にセットされる地震保険の保険料を含みます。
- *3 からだに関する補償(所得補償)は、現在、新規のお引受けを停止しており、所定の条件を満たす場合に限り、更新のみお引受けしています。
- *4 2020年1月1日以降明細始期契約が対象です。
- *5 2019年12月31日以前明細始期契約が対象です(2020年1月1日以降明細始期契約からお引受けを停止しております。)

■「Web証券」「Web・更新案内ハガキ」の導入および「Web証券割引」の新設 (2019年10月改定)

多様化したニーズへお応えし、「Web証券」「Web・更新案内ハガキ」の導入および「Web証券割引」を新設します。

(1)「Web証券」の導入	ご契約時に申込書等で、保険証券(保険契約継続証を含みます。)を画面ではなくWeb(ホームページ)で閲覧*1いただく方式(以下、「Web証券」といいます。)をご選択*2いただけるようにしました。なお、「Web証券」をご選択いただいた場合、次回更新時のご案内についてもWeb(ホームページ)で閲覧*1いただく方式となります。詳細は、(2)「Web・更新案内ハガキ」の導入にてご確認ください。
(2)「Web・更新案内ハガキ」の導入	ご契約時に申込書等で、次回更新時のご案内を画面ではなくWeb(ホームページ)で閲覧*1いただく方式(以下、「Web・更新案内ハガキ」といいます。)をご選択*2いただけるようにしました。「Web・更新案内ハガキ」をご選択いただいたお客様には、ご確認が可能となるタイミングに合わせて、更新後のご案内内容の確認方法等をご案内する「更新案内ハガキ」をお送りします。
(3)「Web証券割引」の新設	ご契約のしおり(約款)および保険証券(保険契約継続証を含みます。)について、それぞれ画面ではなく、Web(ホームページ)で閲覧*1いただく方式をご選択いただいた場合に、ご契約内容に応じて年間480円(月払の場合、月々40円)または年間240円(月払の場合、月々20円)の割引を適用する「Web証券割引」を新設します。適用条件等の詳細については、「重要事項説明書」等でご確認ください。

- *1 東京海上日動のホームページ内の契約者さま専用ページ(マイページ)でご確認いただけます。
- *2 質権設定契約等、一部のご契約はご選択いただけません。

住まいに関する補償(地震保険含む)について

■保険料の改定 (2019年10月改定)

●自然災害や水濡れ損害による保険金のお支払いが増加していることを踏まえ、損害保険料率算出機構が算出する参考純率*1が改定されたこと*2、また、東京海上日動における保険金お支払い状況等を踏まえ、保険料を見直します。

●建物の所在地や、補償内容等のご契約条件により、保険料が引上げ・引下げとなるケースがあります。

*1 参考純率とは、保険料のうち保険金のお支払いに充当する部分の保険料率について、保険会社が保険料設定の参考にできる料率です。

*2 2018年5月21日に、損害保険料率算出機構が金融庁へ参考純率改定の届出を行いました。

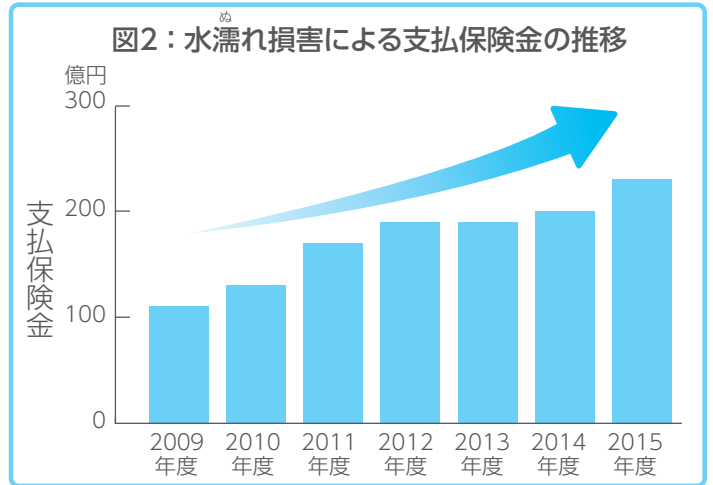
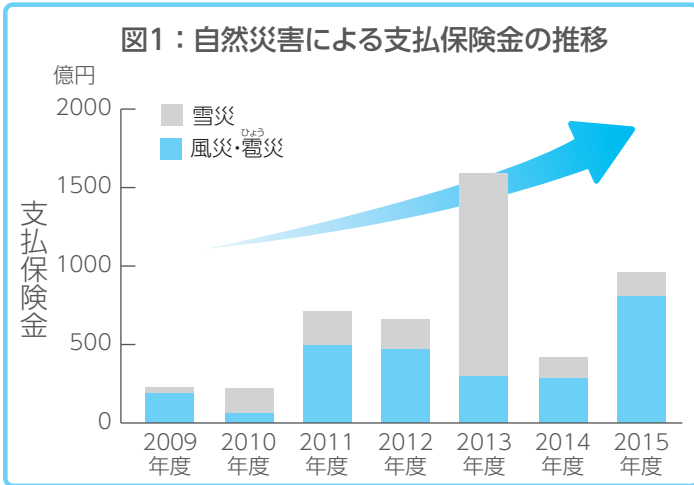


図1:【火災保険】参考純率改定のご案内(損害保険料率算出機構作成)より抜粋

図2:【火災保険】参考純率改定のご案内(損害保険料率算出機構作成)より抜粋

■築浅割引の割引率拡大 (2019年10月改定)

直近の保険金お支払い状況等を踏まえ、よりリスク実態を反映した割引率に変更し、築浅割引の割引率を拡大します*1。

改定後の割引率は、築年数に加えて、建物の所在地、構造級別、補償内容によって異なります。

なお、築浅割引の適用条件に変更はありません。

*1 更新のご契約の場合、築年数の経過に伴い、お客様に実際にご負担いただく保険料が引上げとなる場合があります。詳細は、ご契約の代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

	改定前	改定後	【適用条件】
割引率	<p>築年数</p> <p>に応じて、割引率を適用します。</p>	<p>築年数</p> <p>に加え、</p> <p>建物の所在地 構造級別 補償内容</p> <p>に応じて、割引率を適用します。</p>	<p>① 保険の対象が建物であること</p> <p>② 始期日時点で、築年数*2が10年未満であること</p> <p>*2 ご申告いただいた「建築年」から「保険始期年」までの年数とし、暦年*3単位で判定します。</p> <p>*3 暦の上での1年をさします。</p>

■特定設備水災補償特約(浸水条件なし)の新設 (2019年10月改定)

「水災*1による損害の程度*2」にかかわらず、ご自宅の空調・冷暖房設備や、充電・発電・蓄電設備(エネファーム、太陽光発電システム等)、給湯設備(エコキュート等)などの特定の機械設備について、1事故あたり支払限度額(保険金額)を限度に、水災によって生じた損害を補償する特約を新設します。支払限度額(保険金額)は、50万円、100万円、150万円からお選びいただけます。

*1 水災とは、台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ、落石等をいいます。

*2 超保険(新総合保険)の水災の補償では、「水災による損害の程度」が一定の条件*3に該当しない場合、補償の対象となりません。

*3 保険の対象に再取得価額の30%以上の損害が生じた場合、または建物が床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象に損害が生じた場合をいいます。

*水災によって本特約の保険の対象に損害が生じた場合、支払限度額(保険金額)を限度に特定設備水災補償保険金をお支払いします。ただし、普通保険約款において水災による損害保険金をお支払いする場合は除きます。

■ホームサイバーリスク費用補償特約の新設 (2019年10月改定)

住宅内のネットワーク構成機器・設備(パソコン・IoT機器*1等)が、不正アクセス等のサイバー攻撃を受け、セキュリティ事故に対応するために負担した修理費用やデータ復旧費用等を補償する特約を新設します。

また、本特約をセットする場合は、住まいのサイバーアシストをご利用いただけます。

*1 IoT機器とは、インターネットに接続された機器をいいます。

補償	セキュリティ事故対応費用	情報機器等修理費用、データ復旧費用等を補償します(1事故あたり30万円または50万円限度)。
	再発防止費用	東京海上日動が提携会社を通じて、再発防止メニュー*2をご提供します(1事故あたり3万円限度)。 *2 ご自身で所定の再発防止費用を負担された場合も、補償の対象となります。 ※セキュリティ事故対応費用が支払われる場合に、補償の対象となります。
付帯サービス	住まいのサイバーアシスト	インターネット等のサイバートラブルに関する電話相談サービスや、パソコンのマルウェア(不正なプログラム)のリモート駆除サービスを無料でご利用いただけます。 ※サービスの内容は予告なく変更・中止となる場合があります。



■その他の改定 (2019年10月改定)

下表のとおり改定を実施します。

(1) 免責事由(保険金をお支払いしない場合)の一部改定	①従来、普通保険約款において「保険金をお支払いしない場合」として規定していた、性質によるひび割れによって保険の対象に生じた損害について、板ガラスの熱割れをひび割れに含めないこととします。 ②盗難・水濡れ等リスクを補償している場合等において、火災、風災等によって生じた事故の際における保険の対象等の盗難を補償の対象とします。
(2) 住まいの選べるアシスト特約における補償メニュー等の改定	①従来、盗難事故においてのみご利用いただけた補償メニューの一部について、火災事故においてもご利用いただけるように変更します。 ②本特約の保険料を引き下げます。
(3) 建物付属機械設備等電氣的・機械的的事故補償特約の保険料の改定	建物付属機械設備等電氣的・機械的的事故補償特約について、築年数に応じた保険料体系に変更し、保険料を見直します。
(4) 新築費単価、年次別指数、家財簡易評価表の改定	消費税増税等を反映し、新築費単価や年次別指数、家財簡易評価表(家財の所有金額の目安)を改定します。

自動車に関する補償について

■本人限定特約の新設 (2020年1月改定)

- 運転者を限定する特約として「本人・夫婦限定特約」がありますが、記名被保険者ご本人しかお車を使用されないケースも多く、「運転者を本人に限定する特約を新設してほしい」というご要望が多く寄せられていたため、「本人限定特約」を新設します。
- 本特約をセットしたご契約には、「本人限定割引」(8%割引)を適用します。
- 下表をご参考に、ご契約のお車を運転される方に合わせて特約のセットをご検討ください(ご契約のお車が主な自家用車の場合に設定いただけます)。

運転される方 特約	①	②	③	④	⑤
	記名被保険者	①の配偶者	①または②の同居の親族	①または②の別居の未婚の子	左記以外の方(別居の既婚の子や友人等)
本人限定特約 NEW	○	×	×	×	×
本人・夫婦限定特約	○	○	×	×	×
限定しない場合	○	○	○	◎	◎

◎:年齢問わず補償 ○:運転者年齢条件の範囲内で補償 ×:補償対象外

■レンタカー費用補償の改定 (2020年1月以降の事故)

自然災害の影響によりレンタカーの借り入れが困難となった場合等に備え、「車両搬送・応急対応・レンタカー費用等補償特約(15日)」ならびに「レンタカー費用等補償特約(事故時30日)」について、以下の改定を行います。

① レンタカー以外の代車や、電車・バス・タクシー等の代替交通手段を利用した場合の費用を補償

自然災害の影響によりレンタカーの借り入れが困難であると東京海上日動が判断した場合に、レンタカー以外の他の交通手段を利用した場合の費用をレンタカー費用に含めて補償できるよう、改定を行います。

② レンタカー費用の支払対象日数を「借入日からの通算」から「延べ日数」へ変更

自然災害の影響により生じた修理工場の混雑等により、ご契約のお車の修理期間が長期化すると東京海上日動が判断した場合に、支払対象日数のカウント方法を「レンタカー借入日から連続して15日目または30日目までに借り入れた日数」とする規定によらず、「延べ日数」でカウントするよう、改定を行います。本改定により、修理工場の混雑等により仮修理後に本修理を行う等、期間が空いてしまう場合でも、支払対象日数を上限として各修理期間中のレンタカーを借り入れることが可能となります。

③ レンタカー費用の支払対象期間制限(1年)の規定を廃止

ご契約のお車の修理に必要な期間が事故発生日から1年を超過し、その理由が自然災害の影響により生じた修理工場の混雑等の事情によるものと東京海上日動が判断した場合に限り、レンタカー費用の支払対象期間制限(1年)の規定を廃止します。

■人身傷害保険の逸失利益等の算出にかかわるライフニッツ係数の改定 (2020年4月以降の事故)

- 2020年4月に民法が改正され、法定利率が「年5%」から「年3%」になります。
- 人身傷害保険で、死亡や後遺障害による損害における「逸失利益」等の算出に用いる「ライフニッツ係数」を、上記改定に伴い、「年3%」の法定利率に基づき算出された値に改定します。

*人身傷害保険における年齢別の損害額目安を「重要事項説明書」に記載しておりますので、保険金額の設定にあたりご参照ください。

■保険料の改定

(1)保険料の見直し (2020年1月改定)

2019年10月の消費税増税および2020年4月の民法改正*1に伴いお支払いする保険金が増加することや、ご契約条件ごとの保険金お支払い状況等を踏まえ、保険料の見直しを行います。実際にお客様にご負担いただく保険料は、個々のお客様により引上げとなるケースと引下げとなるケースがあります。

*1 対人賠償責任保険や人身傷害保険における「逸失利益」等の損害に対する保険金は、将来得られたであろう経済的利益の損失を一括でお支払いします。その際、一括で受け取った保険金を運用して得られる額が将来の損失額と一致するように、「将来分の損失額」から「法定利率に基づく利息相当額」を差し引いてお支払いします。2020年4月の民法改正に伴い、法定利率が「年5%」から「年3%」に引き下がることにより「法定利率に基づく利息相当額」が減少するため、お客様へお支払いする保険金が増加します。

(2)型式別料率クラス制度の見直し (2020年1月改定)

保険料負担の公平化を図ることを目的として、型式という細分化された単位の集団における保険事故の実績をもとに、料率クラスを決定する「型式別料率クラス制度」を採用していますが、2018年に損害保険料率算出機構が実施した参考純率の改定に準拠し、以下の改定を行います。

なお、型式別料率クラスは「対人賠償・自損事故傷害」「対物賠償」「人身傷害・搭乗者傷害」「車両」それぞれについてクラス区分を設けており、この料率クラスは毎年1月1日付で見直しがされます。ご契約のお車に対する型式別料率クラスはご契約の始期日が属する年の1月1日に決定されたものを適用します。

①型式別料率クラス制度の改定

●自家用普通乗用車・自家用小型乗用車

型式別料率クラスを現行の9クラスから17クラスに細分化します。

保険料が最も低い現行クラス1は新クラス1とし、保険料が最も高い現行クラス9は新クラス17とした上で、クラス区分を細分化するものです。例えば、現行クラス1は新クラス1、現行クラス2は新クラス3とした上で、新クラス2を新クラス1と3の間に新設します。クラス間の保険料率較差は、現行の1.2倍から1.1倍へ縮小します。

●自家用軽四輪乗用車

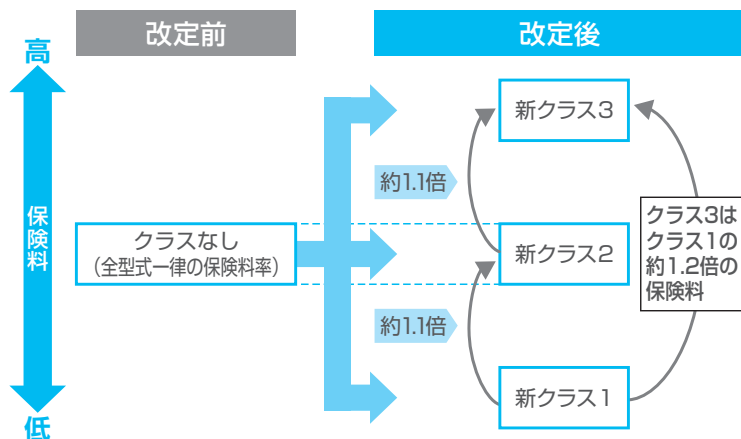
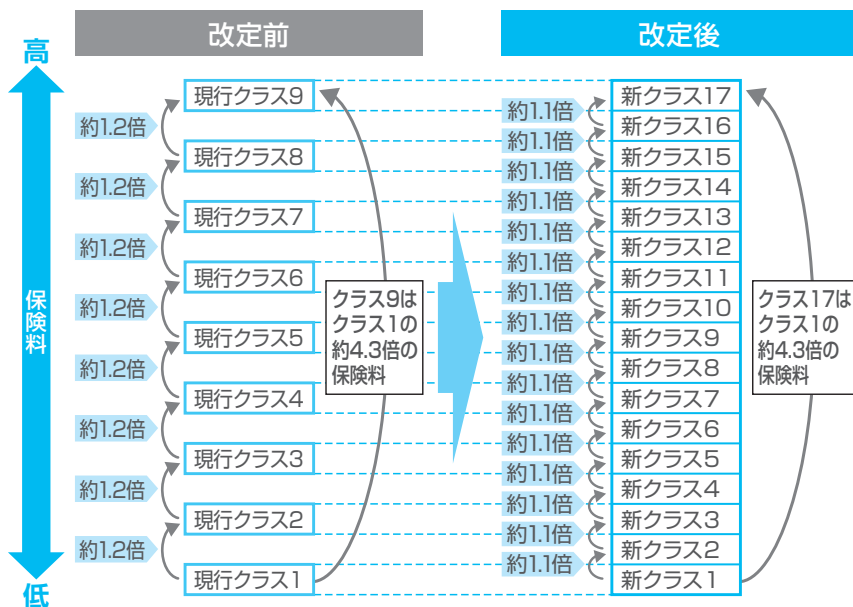
自家用軽四輪乗用車では型式別料率クラス制度を導入しておらず、全型式一律の保険料率としておりましたが、自家用軽四輪乗用車の普及が進み自動車ごとの特性(形状・性能等)が多様化し、事故実績にも差が見られるようになりました。そこで保険料負担の公平化を図ることを目的として型式別料率クラスを導入し、ご契約のお車の型式における事故実績に応じたリスク較差を保険料に反映します。具体的には、現行と同じ保険料水準をクラス2とし、リスクが小さい型式をクラス1、リスクが大きい型式をクラス3とします。

②自家用軽四輪乗用車におけるASV割引の改定

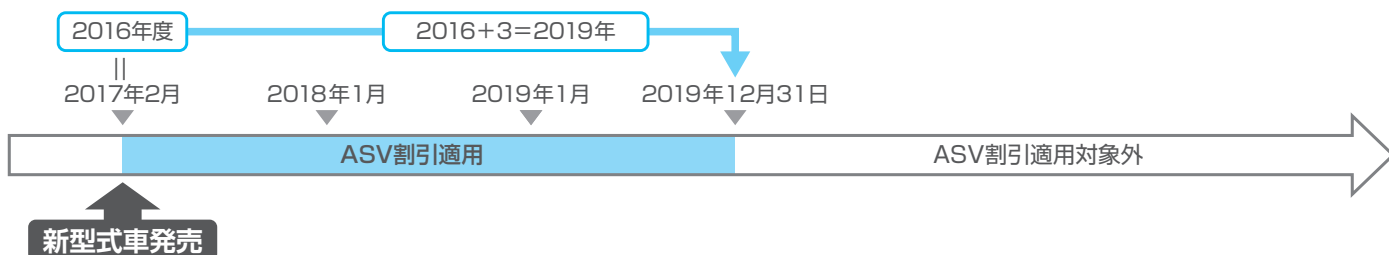
●自家用軽四輪乗用車への型式別料率クラス制度の導入にともない、AEB(衝突被害軽減ブレーキ)*2による保険事故の減少効果は型式別料率クラスに反映されるようになります。

●型式別料率クラスは過去3年間の保険事故の実績に応じて毎年1月1日に見直すため、クラスに保険事故の実績が反映される「ご契約のお車の型式が発売された年度(4月始まり)に3を加算した年の12月末」より後に始期を迎える自家用軽四輪乗用車のご契約については、ASV割引(割引率9%)の適用対象外とします。

*2 AEB(衝突被害軽減ブレーキ)とは、Autonomous Emergency Brakingの略で、「自動車が前方障害物との衝突を回避するため、または衝突速度を下げるために自動でかけるブレーキ」をいいます。各メーカーごとにAEB装置の名称が異なりますので、詳細は代理店または東京海上日動までお問い合わせください。



例：ご契約のお車が2017年2月に発売した型式の場合



(3)各種割引の改定

①新車割引の改定 (2019年7月改定)

対人賠償責任保険、対物賠償責任保険、人身傷害保険、搭乗者傷害特約、車両保険に適用される新車割引について、割引率、割引適用期間および割引区分の変更を実施します。

	始期日の属する月の初度登録からの経過月数	2019年1月～6月始期								2019年7月以降始期														
		6等級(S)				左記以外				6等級(S)				7等級(S)				左記以外						
		対人	対物	人傷搭傷	車両	対人	対物	人傷搭傷	車両	対人	対物	人傷搭傷	車両	対人	対物	人傷搭傷	車両	対人	対物	人傷搭傷	車両			
自家用普通乗用車 自家用小型乗用車	～25か月	22%	18%	22%	21%	10%				11%														
	26か月～49か月	6%				11%				6%				11%										
自家用軽四輪乗用車	～25か月	14%	15%	17%	20%	10%				7%	2%													
	26か月～49か月	6%				3%				2%				6%				3%				2%		

②本人限定特約新設に伴う改定 (2020年1月改定)

- 本人限定特約(8%割引)を新設します。
- 更に、本人限定特約を付帯したご契約のゴールド免許割引を拡大します。運転者年齢条件が「年齢を問わず補償」・「21歳以上補償」の場合は10%割引、「26歳以上補償*3」・「35歳以上補償*4」の場合は15%割引とします。

	改定前			改定後		
	運転者限定特約割引率	ゴールド免許 割引率		運転者限定特約割引率	ゴールド免許 割引率	
		年齢を問わず補償 21歳以上補償	26歳以上補償 35歳以上補償		年齢を問わず補償 21歳以上補償	26歳以上補償 35歳以上補償
本人限定特約	—	—	—	8%	10%	15% NEW
本人・夫婦限定特約	6%	7%		6%	7%	
上記特約をセットしない場合	—	12%		—	12%	

*3 ご契約のお車が原動機付自転車以外の場合に設定いただけます。

*4 ご契約のお車が主な自家用車の場合に設定いただけます。

■その他の改定 (2020年1月改定)

下表のとおり改定を実施します。

(1)車両搬送・応急対応・レンタカー費用等補償特約(15日)の改定	車両搬送・応急対応・レンタカー費用等補償特約(15日)について、以下の改定を実施します。 ①タイヤ単独損害時(パンク等)のレンタカー費用等の諸費用補償対象化 タイヤまたはタイヤのチューブの単独損害においても、ご契約のお車が走行不能となり修理工場等へ搬送された場合に限り、レンタカー費用、車両引取費用および代替交通費用を補償するよう改定します。 ②代替交通費用の改定 a.タクシー費用の限度額を「1台につき1万円」から「1回の事故等につき3万円」に変更します。 b.「ご契約のお車が修理工場等へ搬送された時または盗難され被保険者の管理下でない状態となった時から24時間以内に代替交通を利用した場合に限る」とする代替交通のご利用時間の制限規定を廃止します。
(2)車両保険における付属品の定義の改定	ドライブレコーダーの損害につき、改定前のご契約のお車に定着*1されている場合にのみ、ご契約のお車の付属品として補償していましたが、ご契約のお車に両面テープ等で固定されている場合も付属品として補償するよう改定します。 *1 ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。
(3)対物賠償責任保険等における「電車等運行不能時」の補償追加	ご契約のお車が線路内に立ち入り電車との衝突等の物損がない場合であっても、電車等を運行不能にさせたときの損害(振替輸送費用等)を対物賠償責任保険や被害者救済費用等補償特約等の補償対象とします。
(4)積載危険物の火災等に起因する対物事故における規定の変更	対物賠償責任保険において保険金額が30億円を超える場合であっても、ご契約のお車に積載されている危険物の火災等に起因する事故のときには支払限度額が30億円となりますが、業務外として積載している危険物の場合は、支払限度額を適用せず保険金額を限度に補償するよう改定します。
(5)搭乗者傷害特約(一時金払)における入院給付金の区分の変更	歯の脱臼における入院給付金の額を「30万円」から「10万円」に改定します。
(6)対物賠償責任保険の免責金額(自己負担額)規定の改定	免責金額を設定できないよう改定します。

賠償・費用に関する補償について

■借家人賠償責任・修理費用補償特約の改定 (2019年10月改定)

(1)借用戶室範囲の改定

外灯など門・塀・垣以外の土地に固着、固定された付属屋外設備装置であって敷地内に所在するものを借用戶室に含め、補償の対象とします。

(2)免責事由(保険金をお支払いしない場合)の一部改定

従来、「保険金をお支払いしない場合」として規定していた、性質によるひび割れによって保険の対象に生じた損害について、板ガラスの熱割れをひび割れに含めないこととします。

■ホールインワン・アルバトロス費用補償特約の改定 (2019年10月改定)

「祝賀会費用」について、祝賀会として開催されるゴルフコンペの同日に行われる懇親会等の費用もお支払い対象となることを約款上明記します。

からだに関する補償について

■傷害定額について (2019年10月改定)

(1)保険料の改定

直近の保険金お支払い状況等を踏まえ、保険料を改定します。

(2)「交通乗用具」におけるペダルなし二輪遊具およびドローンの取扱いの明確化

ペダルなし二輪遊具(ストライダー等)およびドローンは「交通乗用具」に含まないことを約款上明記します。

(3)一時金払保険金における入通院給付金の区分の変更

歯の脱臼等における入通院給付金の額を「一時金払保険金額の3倍」から「一時金払保険金額」に変更します。

■収入補償および介護補償の新発売

2017年10月に発売した働けなくなるリスクに備える「5疾病収入補償」の補償内容を拡充し、ほぼすべての傷病を補償対象とした「収入補償」を発売します。

また、介護リスクに備える「介護補償」も同時に発売します。

※トータルアシスト超保険(新総合保険)の保険期間の初日が2019年12月31日以前の場合も、2020年1月1日以降は保険期間の途中でこれらの補償を追加することができます。

(1)収入補償について (2020年1月新発売)

①補償内容

病気やケガで働けなくなったときや要介護状態*1になったときに、保険金をお支払いします。

また、新たに健康状態告知を行うことなく、介護補償への切替えが可能です。

*1 要介護状態とは、病気やケガによって公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた状態をいいます。

②主な特約・サービス

お客様のニーズに幅広くお応えするため、「仕事と介護の両立サポート特約」や「5疾病および傷害重度後遺障害による就業不能等のみ補償特約」、「初回保険金変更に関する特約(50%用)」をラインナップします。

(2)介護補償について (2020年1月新発売)

要介護状態*1になった場合、保険金をお支払いします。また、「仕事と介護の両立サポート特約」をセットすることも可能です。

(3)5疾病収入補償の新規引受停止 (2020年1月改定)

収入補償の新設に伴い、5疾病収入補償の新規のお引受けを停止します*2。既に5疾病収入補償をご契約いただいているお客様におかれましては、後記「**5疾病収入補償の取り扱い**」をご確認ください。

*2 トータルアシスト超保険(新総合保険)の保険期間の初日が2019年12月31日以前の場合も、2020年1月1日以降は保険期間の途中でこの補償を追加することはできません。

■5疾病収入補償の取り扱い (2020年1月改定)

前記「■収入補償および介護補償の新発売」とおり、5疾病収入補償のお引受け停止に伴い、現在ご契約いただいている5疾病収入補償につきましては、「5疾病および傷害重度後遺障害による就業不能等のみ補償特約」をセットしたうえで、収入補償として自動更新します。これに伴い、保険金額は同額で更新されますが、保険料は更新前の保険料と異なることがあります。なお、新たに健康状態告知を行っていただくことで、「5疾病および傷害重度後遺障害による就業不能等のみ補償特約」をセットしない収入補償に変更して更新することも可能です(ただし、告知内容により変更できない場合もあります。)

<主な改定概要>

		改定前		改定後	
補償種類		5疾病収入補償		収入補償	
てん補期間		60歳、65歳または70歳満了のいずれか		70歳までまたは10年間のいずれか長い方	
特約		傷害重度後遺障害による就業不能等補償特約	セットあり	5疾病および傷害重度後遺障害による就業不能等のみ補償特約	自動セット
			セットなし		

■人身傷害および人身疾病の逸失利益等の算出にかかわる ライフニッツ係数の改定 (2020年4月以降の事故)

- 2020年4月に民法が改正され、法定利率が「年5%」から「年3%」になります。
- 総合補償条項における人身傷害および人身疾病で、死亡や後遺障害による損害における「逸失利益」等の算出に用いる「ライフニッツ係数」を、上記改定に伴い、「年3%」の法定利率に基づき算出された値に改定します。

【ご参考】 ご家族生活支援サービスの提供範囲拡大 (2019年1月22日より改定)

「ご家族生活支援サービス」の提供対象に、保険期間を2年以上とする超保険(住まいの保険)または超保険(生命保険)のみのご契約を追加します(保険始期日を問わず、2019年1月22日からご利用いただけます。)。これにより、すべての超保険契約で「ご家族生活支援サービス」のご利用が可能となります。

ペットネーム・略称等一覧

ペットネーム・略称等	正式名称	ペットネーム・略称等	正式名称
住まいの選べるアシスト特約	火災・盗難時再発防止費用補償特約	レンタカー費用等補償特約(事故時30日)	レンタカー費用の補償日数等に関する特約(事故時30日限度)
本人限定特約	運転者本人限定特約	収入補償	介護のみ補償特約をセットしていない収入補償条項
本人・夫婦限定特約	運転者本人・配偶者限定特約	介護補償	介護のみ補償特約をセットした収入補償条項
車両搬送・応急対応・レンタカー費用等補償特約(15日)	車両搬送・緊急時応急対応・レンタカー費用等補償特約	仕事と介護の両立サポート特約	介護補償保険金特約(要介護2用)

※このチラシは、トータルアシスト超保険のご契約を対象としております。

※「トータルアシスト超保険」「超保険」は、東京海上日動の「新総合保険、住まいの保険、地震保険」、東京海上日動あんしん生命の所定の生命保険のペットネームです。

※このチラシは、2019年4月、2019年7月、2019年10月および2020年1月に実施の超保険改定の概要を記載したものです。適用できる割引や特約等には一定の条件がある場合があります。なお、ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しくは「ご契約のしおり(約款)」をご用意しておりますので、必要に応じて代理店または東京海上日動にご請求ください(「ご契約のしおり(約款)」はホームページでもご確認いただけます)。ご不明な点等がある場合には、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

※ご契約に関する個人情報は、東京海上日動プライバシーポリシーにもとづき取り扱います。詳しくは、東京海上日動のホームページをご参照ください。

※「総合補償条項」の補償が満期を迎える場合、満期を迎えた後の更新契約には、このチラシにおいてご案内した商品改定の内容に加えて、過去に実施済みの改定についても適用します。

※このチラシに記載した改定内容以外の改定も適用する場合があります。詳しくは、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

事故のご連絡・ご相談は

東京海上日動安心110番(事故受付センター)



0120-110-894

受付時間：24時間365日

お問い合わせ先

超保険に関するお問い合わせは

超保険カスタマーセンター

音声案内をお聞きいただき、ご希望のサービス番号をお選びください。



0120-323-523

受付時間：平日午前9時～午後8時、土日祝日午前9時～午後6時(年末年始は除く)

東京海上日動火災保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050

www.tokiomarine-nichido.co.jp